

平成25年行政事業レビューシート

(厚生労働省)

事業名	麻薬中毒者収容保護事業		担当部局庁	医薬食品局		作成責任者		
事業開始・終了(予定)年度	昭和38年度		担当課室	監視指導・麻薬対策課		課長 赤川治郎		
会計区分	一般会計		政策・施策名	Ⅱ-3-1 規制されている乱用薬物について、不正流通の遮断及び乱用防止を推進すること				
根拠法令 (具体的な条項も記載)	麻薬及び向精神薬取締法第59条の2		関係する計画、通知等	第3次薬物乱用防止5カ年戦略				
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	麻薬及び向精神薬取締法に基づき、都道府県が支弁する麻薬中毒者の入院措置費等を補助することを目的とする。							
事業概要 (5行程度以内。別添可)	麻薬及び向精神薬取締法第59条の2の規定に基づき、都道府県において麻薬中毒者の入院等に要する経費の3/4を支弁する。							
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 委託・請負 <input type="checkbox"/> 補助 <input checked="" type="checkbox"/> 負担 <input type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他							
予算額・執行額 (単位:百万円)	予算の状況	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度要求		
		当初予算	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	
		補正予算						
		繰越し等						
	計	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5		
	執行額	0.1	0	0				
執行率(%)	20%	0%	0%					
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	成果指標		単位	22年度	23年度	24年度	目標値 (年度)	
	本事業は、麻薬中毒者について必要な医療を行うなどの措置を講ずることを目的としており、成果について定量的に示すことはできない。		成果実績	-	-	-	-	
			達成度	%	-	-	-	
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標		単位	22年度	23年度	24年度	25年度活動見込	
	麻薬中毒者措置入院費の交付件数		活動実績 (当初見込み)	件	0	0	0	-
					(-)	(-)	(-)	
単位当たりコスト	-		算出根拠	-				
平成25・26年度予算内訳	費目	25年度当初予算	26年度要求	主な増減理由				
	護送費負担金	0.0	0.0	-				
	措置入院費負担金	0.5	0.5					
計	0.5	0.5						

事業所管部局による点検						
	項目		評価	評価に関する説明		
国費投入の必要性	広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。		○	麻薬中毒者の措置入院が適正に行われるために都道府県が支弁した費用の一部を国が負担する重要な業務である。		
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。		○	法律に基づく負担金である。		
	明確な政策目的(成果目標)の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。		○	麻薬中毒者の措置入院が適正に行われるために都道府県が支弁した費用の一部を国が負担する重要な業務である。		
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。		—	—		
	受益者との負担関係は妥当であるか。		—	—		
	単位当たりコストの水準は妥当か。		—	—		
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。		—	—		
	費目・用途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。		○	都道府県が負担した麻薬中毒者の措置入院に係る費用の3/4を国が支弁すると法定されている。		
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)		○	平成24年度においては支出実績がなかったため。		
事業の有効性	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。		—	—		
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。		—	—		
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。		—	—		
重複排除	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)		—	—		
	事業番号	類似事業名	所管府省・部局名			
	—	—	—			
点検結果	麻薬の慢性中毒状態にある麻薬中毒者を放置すれば、本人のみならずその周囲の人々にも危害の及ぶ恐れがあること、麻薬中毒者の措置入院は事前に予測不可能であること、麻薬及び向精神薬取締法に基づく義務的経費からなる事業であることから、引き続き必要な事業である。					
外部有識者の所見						
麻薬及び向精神薬取締法に基づく義務的経費からなる事業であることから、今後も引き続き必要な予算措置に努めること。「(長崎、井出)」						
行政事業レビュー推進チームの所見						
現状通り	本事業は、麻薬及び向精神薬取締法に基づく事業であることから、見直しの余地はなく、引き続き必要な予算措置に努めること。					
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況						
現状通り	—					
備考						
関連する過去のレビューシートの事業番号						
	平成22年	345	平成23年	313	平成24年	272

<p><b>資金の流れ</b>  (資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)  (単位: 百万円)</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 20px; width: fit-content; margin: auto;"> <p>厚生労働省 【支出実績なし】</p> </div>
---	--

<b>費目・使途</b> (「資金の流れ」においてブロックごとに最大の金額が支出されている者について記載する。費目と使途の双方で実情が分かるように記載)						
	費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
	計		0	計		0

**支出先上位10者リスト**

A.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1					